

青森県リサイクル製品認定申請手続き（令和4年度版）

1 申請手続き

(1) 募集期間（年2回）

1回目：令和4年 5月2日（月）から 5月31日（火）まで

2回目：令和4年11月1日（火）から11月30日（水）まで

※ 申請等に関するご相談は随時行っています。

(2) 申請窓口（持参又は郵送）

〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1-1

青森県環境生活部環境政策課循環型社会推進グループ

電 話 017-734-9249

FAX 017-734-8065

※ 混み合う場合がありますので、来課される場合には、事前に連絡して下さるようお願いいたします。

(3) 申請

イ リサイクル製品認定申請書及び添付書類

リサイクル製品認定申請書（第1号様式）に添付書類1～12を添付し、**正副2部**提出してください。

ロ 申請手数料

無料

※ 申請のために実施する品質試験等に要する経費は、申請者の負担となります。

ハ その他

後日、申請書及び添付書類の内容について確認させていただく場合がありますので、申請書及び添付書類の控え（1部）を作成し、保管しておいてください。

(4) 審査

イ 青森県リサイクル製品の認定及び使用の推進に関する条例（以下、「条例」という。）及び条例施行規則に定める基準等により審査を行います。

ロ 後日、リサイクル製品を製造・加工する事業場の現地確認を行います。

ハ 審査中に必要な書類の提出を追加で求めることがあります。

ニ リサイクル製品に関し学識経験を有する者等の意見を聴いて審査を行います。

ホ 審査結果に基づき、知事が認定の可否を決定します。

(5) 認定証の交付及び認定期間

- イ 製品認定をしたときは、認定証を交付します。
- ロ 製品認定の有効期間は、製品認定の日から令和8年3月末までです。

(6) 認定マーク

認定事業者は、認定リサイクル製品又はその包装、容器等に製品認定を受けた旨の表示をすることができます。

- イ 「青森県認定リサイクル製品」の文字
- ロ 青森県リサイクル製品認定マーク



(7) 変更届、廃止届

認定事業者は、条例第5条第2項各号に掲げる事項に変更があったとき、又は認定リサイクル製品の製造等を廃止したときは、その日から30日以内に届け出てください。

イ 変更届

リサイクル製品認定申請書記載事項変更届出書（第4号様式）・・・8ページ
（変更届で足りる内容か、事前に申請窓口を確認してください。）

ロ 廃止届

認定リサイクル製品製造等廃止届出書（第5号様式）・・・・・・・・・・9ページ

(8) 認定の取消し

次のいずれかに該当するときは、製品認定を取り消すことがあります。

- イ 認定リサイクル製品が認定要件のいずれかに適合しなくなったとき。
- ロ 製品認定を受けた者が偽りその他不正の手段により製品認定を受けたとき。
- ハ 製品認定を受けた者が条例第7条の規定に違反したとき。

なお、認定の取消しにより認定事業者又は第三者に生じた損失は、認定事業者が負担することになります。

(9) 品質の管理

認定事業者は、リサイクル製品認定申請書に添付した製品の品質保持に必要な品質管理体制等を適正に保ち、認定リサイクル製品が認定要件のいずれにも適合するよう、品質管理等を行ってください。

また、認定製品の流通・販路過程において消費者との間で認定に係る問題が発生した場合、自ら対応してください。

2 認定基準

青森県リサイクル製品認定制度による認定を受けるためには、次に掲げる要件のいずれにも適合していることが必要です。

- (1) 県内の事業場で製造・加工されるか、又は県内に主たる事務所を有する者により製造・加工されること
- (2) 原材料となる循環資源が主に県内で発生したものであること。
- (3) 生活環境の保全のために必要な措置が講じられている事業場で製造・加工されること。
- (4) 安全性、規格及び循環資源の配合率に関する以下の基準に適合すること。

【安全性】

リサイクル製品に含まれる物質が土壌に溶出する可能性がある場合にあつては、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定により定められた土壌の汚染に係る環境上の条件についての基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）に適合していること。

【規格】

次に掲げる規格のいずれかに適合すること。

- イ 日本産業規格（JIS）又は日本農林規格（JAS）
- ロ 県又は国が定める土木工事等に係る共通仕様書に定める規格
- ハ 知事が別に定める規格

【循環資源の配合率】

- イ （財）日本環境協会が定めるエコマーク認定基準のある製品は、当該配合率基準に適合すること。（当該配合率基準によらないことについて合理的な理由があると認められる製品を除く。）
- ロ エコマーク認定基準のない製品及びエコマーク認定基準によらない製品は、知事が別に定める配合率基準に適合していること。

青森県知事 〇〇 〇〇 殿

法人にあっては、主たる事務所の所在地を記載してください。

住所 〒030-0000
青森市長島〇〇-〇〇
電話番号 017-722-0000

法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載してください。

氏名 株式会社 あおもり
代表取締役 青森 太郎

リサイクル製品認定申請書

青森県リサイクル製品の認定及び使用の推進に関する条例第5条第1項の規定による認定を受けたいので、同条第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

「コンクリート製品」「肥料」「トイレトペーパー」などの品目名を記載してください。

品 目	名 称			販売時の製品の名称を記載
用 途	製品の使用方法や使用例などを記載してください。			
製造（加工）する事業場	所在地	弘前市神田〇〇-〇〇		
	名 称	株式会社 あおもり 弘前工場		
原 材 料	種 類	性 状	数	量
	古紙（循環資源）	液状	80%	循環資源全体に占める 県内発生分の比率を記 入してください。
	顔料	粉末	20%	
「発生場所」ごとに記入してください。「発生場所」が複数ある場合は、別紙に記入して添付してください。				
循 環 資 源	配合率	（循環資源／原材料×100） % （うち県内発生分 〇〇%）		
	発生場所	八戸市大字河原木〇-〇 株式会社 八戸リサイクル事業所		
製造（加工）の方法	原材料である循環資源からリサイクル製品への製造・加工工程を具体的に記載してください。			
寸 法	製品1個当たりの寸法（縦、横、高さ等）を記載してください。			
重 量	製品1個当たりの重量を記載してください。			
年間製造（加工）数量	申請前	年間を通しての製造（加工）実績がある場合、過去3年分の実績を年度ごとに記載してください。		
	認定後	認定後における年間製造（加工）の予定数量を記載してください。		
販売開始（予定）年月日	〇〇年〇〇月〇〇日 ※既に販売している場合は、その販売開始年月日			
安全性に関し試験を行った項目	試験を行った項目を全て記載してください。			
規 格	有・無	規格の種類	規格の有無を○で囲み、「有」の場合、該当する規格の種類等を記載してください。	
		名 称 番 号 等		
配合率基準	有・無	商品類型	エコマーク認定基準の配合率基準の有無を○で囲み、「有」の場合、該当する商品類型を記載してください。	
参 考 事 項	過去の販売実績、他の制度による認定取得状況等について記載してください。			

リサイクル製品に占める原材料の構成比を記入してください。

原材料のうち、循環資源であるものについて「（循環資源）」と記入してください。

循環資源全体に占める県内発生分の比率を記入してください。

※ 本様式は、循環資源の納入者が申請者とは別に存在する場合、**納入者ごとに作成**し提出してください。

第2号様式（第4条関係）

循環資源納入証明書

次のとおり循環資源を納入していることを証明します。

1 納入先

(1) 事業場の所在地

弘前市神田〇〇-〇〇

(2) 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

株式会社 あおもり

代表取締役 青森 太郎

2 納入する循環資源

(1) 種類

第1号様式の原材料欄記載の循環資源の種類を記載してください。

(2) 発生場所

循環資源の発生する事業所等の所在地及び発生過程を記載してください。

(3) 年間納入数量

ア 実績

1で記載した納入先に対する過去3年分の納入実績を年度単位で記載してください。

イ 予定

1で記載した納入先に対する今後の納入予定数量を記載してください。

また、申請の前年度の実績（上記ア）に対して、3割以上の増減が予想される場合は、その要因について記載してください。

〇〇年〇〇月〇〇日

法人にあつては、主たる事務所の所在地を記載してください。

納入者 住 所

〒031-0000

八戸市大字河原木〇-〇

電話番号

0178-45-0000

法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載してください。

氏 名

株式会社 八戸リサイクル事業場

代表取締役 八戸 三郎

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

添付書類

- 1 **リサイクル製品を製造又は加工する事業場が環境法令等に適合していることを証する書類**
環境法令等（大気、水質、土壌、騒音、振動、悪臭等）に基づく、各種届出や自主測定等が適正に行われていることが確認できる直近の書類を添付してください。
- 2 **リサイクル製品を製造し、又は加工する事業場の平面図**
循環資源から製品が製造・加工されるまでの工程で関係する事業所全てについて、製品の製造・加工に関する機械設備の配置状況が判別できる平面図を添付してください。
特に、製品の製造・加工に伴い、産業廃棄物が発生する場合には、その保管場所を平面図に明示してください。
- 3 **リサイクル製品を製造し、又は加工するための機械設備及びその保守管理に関する書類**
循環資源から製品が製造・加工されるまでに関係する機械設備の構造、処理能力等を記載した書類を添付してください。
また、当該機械設備に関する保守管理マニュアル、保守管理体制等に関する説明資料を作成し、添付してください。既存資料の複写・添付でも結構です。
- 4 **リサイクル製品を製造し、又は加工する工程に関する書類**
循環資源を原材料としたリサイクル製品が製造・加工されるまでの工程をフロー図で記載し、添付してください。
- 5 **リサイクル製品の品質管理に関する書類**
リサイクル製品の品質を均一に保つための管理マニュアル、管理体制等に関する説明資料を作成し、添付してください。既存資料の複写・添付でも結構です。
また、事業場が J I S 等の規格認証を取得している場合には、その写しを添付してください。
- 6 **安全性、規格が認定基準に適合することを証する書類**
認定基準の適合状況を確認するため、次の書類を添付してください。
 - (1) 安全性
製品に含まれる重金属等が土壌に溶出する可能性がある場合は、環境基本法第 16 条第 1 項の規定による土壌の汚染に係る環境基準（平成 3 年環境庁告示第 46 号）に適合することを証明（申請前 6 ヶ月以内に実施したもの※）する書類の写し。
 - (2) 規格
製品に関する J I S 規格等が存在する場合は、当該規格に適合していることを証明（申請前 6 ヶ月以内に実施したもの※）する書類の写し。
J I S 規格等が無い場合は品質に関する自主規格書と、規格設定において参考とした J I S 規格等の写し、及び当該規格に適合していることを証明（申請前 6 ヶ月以内に実施したもの※）する書類の写し。

※ やむを得ない理由等により、申請前 6 ヶ月を超える場合には、事前に御相談ください。

7 リサイクル製品の全ての原材料が適正に取引されていること等を証する書類

- (1) 原材料の売買及び運搬に関する契約書と支払い状況の分かる書類（領収書等）の写し。
- (2) 原材料となる循環資源が他の事業者から供給される場合にあつては、循環資源納入証明書（第2号様式）※納入者ごとに作成して下さい。
- (3) 県外で発生した産業廃棄物を原材料として使用する場合は、「青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例」に基づく事前協議が終了していることを証する書類の写し。
- (4) 再資源化された原材料の購入先事業者が廃棄物処分業者の場合は、一般廃棄物（産業廃棄物）処理施設の設置許可証及び一般廃棄物（産業廃棄物）処分業許可証の写し、購入契約書の写し、年間購入量、購入上の品質基準及びその品質保証に関する書類。
- (5) 申請者が廃棄物を再資源化する場合は、一般廃棄物（産業廃棄物）処理施設の設置許可証及び一般廃棄物（産業廃棄物）処分業許可証の写し、年間処理量及び再資源化率に関する書類。

8 事業場で発生する加工残渣等の廃棄物（例：木くず、樹皮等）が、適正に処分されていることを証する書類

- (1) 加工残渣等の廃棄物の処理を他人に委託している場合は、加工残渣等の廃棄物に係る廃棄物処理の収集運搬及び処分委託契約書の写し。
- (2) 加工残渣等の廃棄物を他人に有償売却している場合は、売買契約書の写し、及び購入者が加工残渣等の廃棄物を利用している事実が確認できる書類の写し（例：発生する木くずを肥料製造業者に肥料の原材料として売却する場合は、当該肥料に係る肥料取締法に基づく登録又は届出の写し）。
- (3) 加工残渣等の廃棄物を自己処理している場合は、処理内容が確認できる資料の写し。
- (4) 加工残渣等の廃棄物を適正に保管するための管理マニュアル・管理体制等に関する説明資料を作成し、添付してください。既存資料の複写・添付でも結構です。
- (5) 直近の保管状況が分かる写真
加工残渣等の廃棄物保管場所の全景と廃棄物保管場所に設置する掲示板の写真を添付してください。

9 青森県内事業所の法人設置届出書の写し、又は地方税法に基づく法人県民税及び法人事業税の納税証明書の写し（各地域県民局県税部で入手できます）

10 リサイクル製品の写真データを記録したCD等

※ 電子データが無い場合は、プリントアウトしたもの。

11 会社案内、パンフレット類

既存資料の複写・添付でも結構です。

12 その他参考となる資料

- (1) リサイクル製品の販売価格及び販売実績（過去3年分）に関する書類
※販売実績については、年度ごとの販売件数と販売数を報告願います。
- (2) その他の制度等における認定や登録の状況に関する書類

**申請については、必要な書類が全て揃っていることを確認して受理します。
募集期間に必要な書類が揃わない場合は申請を受理することが出来ません
ので留意して下さい。**

※本様式は、**変更が生じた日から30日以内**に提出してください。

第4号様式（第7条関係）

〇〇年〇月〇日

青森県知事 〇〇 〇〇 殿

法人にあっては、主たる事務所の所在地を記載してください。

住所

〒030-0000
青森市長島〇〇-〇〇

電話番号

017-722-0000

法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載してください。

氏名

株式会社 あおもり
代表取締役 青森 太郎

リサイクル製品認定申請書記載事項変更届出書

リサイクル製品の認定に係る申請書の記載事項に変更があったので、青森県リサイクル製品の認定及び使用の推進に関する条例第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

認定番号	第 〇〇-〇〇 号	認定年月日	〇〇年〇月〇日
変更内容	変更前	変更後	
	変更前と変更後の内容を対比して記載してください。		
変更年月日	〇〇年〇月〇日		
変更の理由	変更に至った理由、変更後の規格・品質等の状況について記載してください。		

注1 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

※本様式は、**製造（加工）を廃止した日から30日以内**に提出してください。

第5号様式（第7条関係）

〇〇年〇月〇日

青森県知事 〇〇 〇〇 殿

法人にあつては、主たる事務所の所在地を記載してください。

住所

〒030-0000
青森市長島〇〇-〇〇

電話番号

017-722-0000

法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載してください。

氏名

株式会社 あおもり
代表取締役 青森 太郎

認定リサイクル製品製造等廃止届出書

認定リサイクル製品の製造（加工）を廃止したので、青森県リサイクル製品の認定及び使用の推進に関する条例第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

認定番号	第 〇〇-〇〇 号	認定年月日	〇〇年〇月〇日
廃止年月日	〇〇年〇月〇日		

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。